

食品に関するリスクコミュニケーション
～食品中の放射性物質の
検査のあり方を考える～

議事録

平成29年1月30日（月）

福島会場

（ビッグパレットふくしま 中会議室）

主催

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

農林水産省

○司会（消費者庁・石川）

お待たせいたしました。只今から「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質の検査のあり方を考える～」を開催いたします。

本日、司会を務めます消費者庁消費者安全課の石川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

冒頭、私の方からは、この会に先立ち、皆様から事前にいただいた質問に答える意味を兼ねまして、消費者庁のこれまでの取り組みや、今日のリスコミの趣旨などについて少しお話をさせていただきます。

消費者庁では、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、本日のような関係府省、自治体等と連携した食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションをこれまでに全国で580回以上開催してきております。さらに、今年度に入りましては、これまでの開催実績が積み重なりましたので、その効果や影響を検証する「リスクコミュニケーション研究会」を立ち上げまして、有識者の先生方からも御意見を頂戴しているところでございます。今後、取りまとめられる報告書に示された方向に従いまして、来年度以降もこれまで以上に多くの方々と効率的な相互の意見交換の取り組みに努めることとしております。

それから、この他にも多くの質問が寄せられています。それらにつきましては、この会の後半のパネルディスカッションや質疑応答の時間がございますので、その部分でお答えしたいと思います。

さて、話を本日のこの会の方に戻します。福島県内では、昨年8月にも一度、食品中の放射性物質に対する取り組みと検査のあり方を考えるためのリスコミを開催し、参加された方々からさまざまな意見を頂戴しております。会場からは「計測しても不検出ばかりなので、検査は縮小してもよいのではないか」という意見ですとか、「消費者が安心を得るためにも検査は必要だと思う」といったような様々な意見をいただいております。現在、関係省庁では、こうした意見交換会での御意見や関係者からの御意見を参考に検査のあり方を検討しているところでございます。

本日は、まず、これまでの検査結果や検査のあり方の状況等について行政の担当者から直接、情報提供をします。次に、食品中の放射性物質の検査のあり方について、消費者、生産者、食品流通事業者など、さまざまな立場の方々によるパネルディスカッションを行い、最後に御来場の皆様との意見交換を行いたい、そのように考えています。

本日の会は、関係者がそれぞれの立場から相互に意見を交換することにより、皆様を含めた参加者相互の理解を深めるということを目指したいと思います。もちろん、行政としては、お考えを伺って今後の施策の参考にさせていただくということは変わりありません。パネリストの皆様、御来場の皆様からは忌憚

なく御意見をいただいて、相互の理解が深まるようにしたいと考えています。御協力をお願いいたします。

また、本日と同じ内容のリスクコミュニケーションを2月に東京と大阪でも予定しております。今日、この福島会場はその初めということになります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、今日お配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元の封筒の中に、議事次第、アンケート用紙、本日のファシリテーター、パネリストの皆様のプロフィールが入っているかと思えます。それから、事前に寄せられた御意見、質問の一覧もつけてあります。説明の資料として「食品中の放射性物質検査について」というタイトルの資料が入っているかと思えます。その他、参考となるものとして、パネリストの皆様から御提供いただいた資料、前回8月に行ったリスコミの資料などもつけておりますので、後ほど目を通していただければと思います。途中で資料の不足や欠落に気づかれた方は休み時間等を利用してスタッフにお声がけをしてくだされれば、資料を提供いたします。また、資料をもう一部欲しいという方も余部があるだけお分けいたしますので、休憩時間に受付においでください。

それでは、次第をご覧ください。

会の前半部分は、行政担当者による情報提供を行います。その後、ステージの設営がございますので、10分の休憩をいただきます。その後、パネルディスカッション、会場の皆様との意見交換を行うという運びになります。閉会は16時を予定しています。

また、この会は、本日御参加いただけなかった方にも広く情報提供をするという目的で、説明内容と意見交換の様子を議事録に取りまとめ、後日、関係府省のホームページで公表することを予定しています。意見交換の際に、御所属、お名前が公開されることに不都合があるという方は、発言時にその旨をお申し出ください。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。写真、動画等の撮影はここで終了してください。なお、記録として主催者側の撮影は継続させていただきますので、御承知おきください。

(報道関係者退室)

○司会（消費者庁・石川）

それでは、情報提供に移ります。

「食品中の放射性物質検査について」と題しまして、2人の行政官から説明を行います。

まず、お一人は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課健康影響対策専門官、藤井大資、もう一名は、農林水産省消費・安全局食品安全政策課長、吉岡修です。この2名から情報提供をいたします。お二人、よろしく願いいたします。

○藤井氏（厚生労働省）

〔スライド1〕

厚生労働省で食品中の放射性物質対策を担当しております藤井と申します。

本日のリスクコミュニケーションでは「食品中の放射性物質検査のあり方」がテーマとなっておりますので、初めに食品中の放射性物質対策と来年度以降の検査(案)について御紹介したいと思います。

〔スライド2〕

食品中の放射性物質対策の全体像をお示ししております。厚生労働省では、食品安全委員会の安全性評価の結果などを踏まえ、食品中の放射性物質について含有が認められる上限値を基準値として設定しております。

関係都県におかれましては、その基準値をもとに食品中の放射性物質検査が実施されております。検査の結果、基準値を超過する品目は廃棄や回収の措置を講じておりますが、基準値の超過状況に地域的な広がりがある場合には、その地域、その品目を対象としまして、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部から出荷の制限や摂取の制限が指示されております。

また、農林水産省におきましては、検査だけではなく生産現場における低減対策などの技術的な助言も行っております。

これらの全体の取り組みを通しまして、食品中の放射性物質の安全性は守られております。

〔スライド3〕

食品中の放射性セシウムに対する基準値を右下の表として具体的にお示ししております。基準値は、食品の国際規格を策定するコーデックス委員会の指標である年間線量1ミリシーベルトや、あるいは食品安全委員会の評価結果などを踏まえまして策定したのになります。

この基準値につきましては、食品一律に設定するものではなく、一般食品を100ベクレル/kgとしておりますが、一方で、子供が摂取する機会が多い牛乳や乳児用食品については、その半分として50ベクレル/kg、あらゆる人が大量に摂取する水につきましては、10ベクレル/kgと設定しております。

〔スライド5〕

国が策定する検査や出荷制限に対するガイドラインである検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方について御紹介いたします。

先程食品中の放射性物質検査は地方自治体が行っていることを御紹介しておりますが、国からは都道府県に対しまして、検査の対象品目、検査の頻度等を示しまして、放射性物質が高く検出される可能性がある品目等を重点的に検査するようにお願いしているところです。

ガイドラインにつきましては、直近概ね1年間の検査結果を踏まえまして、毎年度検査を実施する対象自治体や検査品目、あるいは検査区域や検査頻度をお示ししております。

〔スライド6〕

出荷制限と摂取制限に関するものでございます。

モニタリング検査の結果、基準値の超過状況に地域的な広がりがある場合は、その地域のその品目を対象としまして、出荷を控えていただく出荷制限が原子力災害対策本部より指示されます。さらに、著しく高濃度な値が検出された場合は、摂取制限という形で摂取も控えていただくということになります。

これらの措置の対象となった場合でも、直近1カ月以内の検査結果が、1市町村当たり3カ所以上、全てが基準値以下など、安定して基準値を下回ることが確認できると出荷制限や摂取制限は解除されるという仕組みになっております。

〔スライド7〕

具体的な検査の流れをお示ししております。

食品中の放射性物質の検査は、①のゲルマニウム半導体検出器を用いた精密な検査と②のNaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた効率的なスクリーニング検査の組み合わせで実施されております。②のスクリーニング検査では短時間に多数の検体が実施可能であることから、一次試験に用いられております。その結果、基準値の超過が否定できないものに対しましては、より精密な方法である①のゲルマニウム半導体検出器を用いた方法によって検査を行うことで効率的に検査が実施できるようにしております。

○吉岡氏（農林水産省）

〔スライド8〕

農林水産省の吉岡と申します。これ以降、私から御紹介をさせていただきます。

このように検査の枠組み等が決まっているわけですが、生産者の方々には、ただ座して待つということではなくて、本当にいろいろな対策をやってできるだけ農産物に放射性セシウムが入ってこないようにという努力をしてくださっております。

今日、3つ御紹介いたします。

真ん中のところにあります移行低減対策を見てください。土壌から吸収される放射性セシウムをできるだけ低くしたり、あるいは果樹の皮から実に移るのを抑えたり、原木のキノコ類では原木をコントロールすることによってキノコに移るのをできるだけ減らしたり、そういうふうな努力を生産者の方々がしてくださっております。

〔スライド9〕

一つが、カリの施肥によって稲の吸収を抑制するということです。セシウムは肥料のカリと非常に似た性質をしておりますので、カリ肥料をしっかりやることによってセシウムの吸収が抑えられる。こういうことを生産者の方はやっております。

〔スライド10〕

果樹の場合です。果樹は、上から降ってきた放射性物質を樹体全体で受けております。これは物理的に取り除くしかないので、樹体を洗浄したり、あるいは粗皮を剥いたりすることによって、皮から実に行くのを抑えるという対策をしてくださっております。

〔スライド11〕

次は、キノコの例です。先程触れましたように、ほだ木と呼ばれております原木を使ってキノコを栽培する場合には、原木に含まれる放射性セシウムがキノコに移っていきますので、原木そのものをコントロールする。放射性セシウム濃度の低い原木を使うことによってキノコ中の放射性セシウムの濃度を抑える。こういうふうな取り組みを生産者の方々はやっております。

こういうふうな取り組みをしていただいて、消費者の方々に基準値を超える放射性セシウムが入っているものが流通しないように検査をしてきているわけです。

〔スライド12〕

では、日本全国で国からどういう県に対してこの検査をお願いしているかといいますと、現時点で17都県、青森県から静岡県までをお願いしております。

〔スライド13〕

平成23年3月11日に原発の事故が起こりまして、それ以降、検査をやってもらっているわけですがけれども、最初から17都県一斉に始めていただいたわけではありません。当時の暫定規制値を超える放射性セシウム、放射性ヨウ素が検出されたところが出ましたら、そこに対してまず総理指示ということで検査をやってくださいとお願いしております。当時は、どこまで放射性物質が飛んでいるかがわからなかったので、その隣接県も検査をしてくださいということで、4月4日には暫定規制値を超えた4県とその隣接自治体7県に検査をお願いいたしました。しばらくたちまして、予想外だったのですが、神奈川県のお茶で

暫定規制値を超えるということが出ましたので、神奈川県と神奈川県の隣接自治体の山梨県、静岡県に検査をお願いするようになりました。それから、また時間がたちまして、8月、今度は岩手県と秋田県で牛肉から暫定規制値を超えるものが出ましたので、この2県と隣接自治体の青森県にも検査をお願いすることになりました。

結果として、17都県にまで検査をお願いする自治体が広がったわけですが、やはり検査をしてもらって良かったという県もあれば、測っても測っても放射性セシウムが検出されなくて、ああ、良かったねという県もございます。後ほど御紹介をいたします。

〔スライド14〕

先程藤井からお話をしましたように、国から対象都県だけではなくて品目も具体的に明示して検査をお願いしているものと、自治体の判断で検査をいただいているものがあります。

大きく分けまして4つです。

①前年度に基準値を超える放射性セシウムが検出された品目とその県、②基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目とその県、③飼養管理の影響を大きく受ける品目（乳、牛肉）等、これは5県をお願いしております。④水産物につきましては、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目につきまして検査をお願いするというので、これは国から明示的にお願いをしております。

それ以外については県の判断で計画的にやっただけです。こんな状況にあります。

①から④の文章の後ろに二重丸、丸、四角がついておりますが、これは次のスライドを見ていただきたいと思います。

〔スライド15〕

いわゆる検査のガイドラインと呼んでおります文書の中にこういう表をつくっております、どの県にどの品目をどういう理由で検査していただきたいと思いますか、整理しております。二重丸、丸、四角はさっきの文章のところからとってきております。

下の方ですけれども、ここが自治体において計画的に実施するというので県の判断に委ねているところでして、対象品目としましては、摂取量上位品目、主要産品、出荷制限解除品目等々を検査してくださいということで載せております。

〔スライド16〕

今回、検査のあり方を検討する発端になりましたのは、平成27年度までで5年間検査をやっただけで、たくさんの科学的なデータが集まったこと

によります。

これは、現在のガイドラインの抜粋です。

原発事故から5年が経過し、食品中の放射性物質濃度が全体として低下傾向にある中で、平成24年以降、出荷制限の設定品目が減少し、これまでの検査結果から基準値を超える品目も限定的になっています。

検査のあり方は、消費者を初めとする関係者の理解が得られることが大前提であり、引き続きリスクコミュニケーションを推進することが重要です。また、未だ日本産食品を不安視している国・地域もあることから、モニタリングデータを提供し続けることによって科学的・客観的評価を促す必要があります。

〔スライド17〕

科学的な知見に基づいた、より合理的かつ効果的な体制を含めた検査のあり方を検討する。

こういうことを去年3月にガイドラインの中に書きました。

具体的に、あり方をどういうふうに検討していくかといいますと、平成28年度の早い時期に、消費者、生産者、食品事業者、関係自治体等関係者の意向を十分に把握し、新たな検査体制の方向性及びその導入時期などを検討する。そのときには、これまでの検査の結果から、経年的に低下傾向にあること、また、基準値を安定的に下回ることを原則とした上で、栽培・飼養管理方法も考慮し、検査対象品目、自治体のあり方を検討するというふうにガイドラインに書きました。

〔スライド18〕

では、平成27年度までの5年間の検査結果等について御紹介いたします。

御質問等でもいただいておりますが、こういう検査をやるときに一体どれぐらいのコストがかかっているのか。国の方で今回整理しておりますのは、17都県がガイドラインに基づいてこの5年間で検査をされた点数なのですけれども、県に聞き取りをしますと5年間で約40億円のコストをかけてはかかっていただいております。

検査の点数ですが、この表の右上のところを見ていただきますと、平成27年度で約26万件の検査をしてくださっています。大変膨大な点数の検査がやられています。

〔スライド19〕

この中身を見てみますと、品目によって検査の点数は本当にさまざまです。一番多いのが、これは27年度のデータですけれども、肉類で約22万点、海産の水産物で1万5,000点ぐらい、1,001点以上1万点以下のところにそういうふうな農産物がいろいろと入ってきています。品目によって検査の点数はさまざまです。

〔スライド20〕

17都県に検査をお願いしておりますが、県ごとに見るとどうか。実は、県ごとに見ましても、検査の点数はさまざまです。今日、お邪魔をしております福島県さんは、27年度、肉類を除いて約2万点やっております。それから、1,001点以上1万点以下の中に7県が入っております。

この検査の点数を多い方から赤、黄色、緑としまして、日本地図に落としたのが右側の地図です。大雑把に見ていただきまして、太平洋側の方が検査点数が多く、日本海側の方が少ない。それから、福島県から離れている方が検査点数が少ないという傾向があるかと思えます。

〔スライド21〕

次に、検査の結果について御紹介いたします。

これは、栽培・飼養管理が可能な品目群、まさに育てている、つくっているという品目についての検査結果です。現在の基準値が100ベクレル/kgで、ここは25ベクレル/kgで刻んでおります。そんなに深い意味はないのですが、例えば100という基準値を超えるところでまず線を引き、先程お示しをしましたが、基準値の2分の1、一般食品ですと50ベクレル/kgを超えたら翌年度しっかり検査してくださいという指標がございます。それから、スクリーニング検査をするときに、一般的には検出下限を25ベクレル/kgにはしてくださいとしております。100、50、25という数字がありますので、ヒストグラムを書くときに均一に等分するというので、25刻みでこの表をつくっております。

平成27年度を見ていただきたいのですが、25ベクレル/kg以下のものの割合が99.8%、50ベクレル/kg以下で見ますと実に99.9%のものがここに入ってきております。

皆様のお手元の資料は、このページ、上が栽培・飼養管理が可能な品目群、下が困難な品目群になっておりますので、上下を比べながら見ていただきたいと思えます。

〔スライド22〕

栽培・飼養管理が困難な品目群です。野生のものだったり、海のもので栽培のコントロールができないものだったり、そういうものがこの品目群に入っております。

同様に、平成27年度を見ていただきますと、25ベクレル/kg以下のものが95%、50ベクレル/kg以下のものは97.6%ということで、ほとんどのものが50ベクレル/kg以下のところにきているのですが、栽培・飼養管理が可能な品目群に比べると若干濃度が高めということが見てとれるかと思えます。

〔スライド23〕

この表は、基準値の100ベクレル/kgを超えた点数が出ているかどうかという

ことで整理しております。1点でも100ベクレル/kgを超えているものがあればそのセルを黄色にしております。

左側は栽培・飼養管理が可能な品目群、右側は困難な品目群です。一見して、基準値の100ベクレル/kgを超えているものが多い栽培・飼養管理が困難な品目群の方が黄色く見えるかと思えます。そういう視点で見ても、栽培・飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では、含まれる放射性セシウム濃度に差があるのが見てとれるかと思えます。

〔スライド24〕

ここまでは食品中に含まれる放射性セシウムの濃度の検査結果なのですが、25ベクレル/kg以下にあるものを食べてどれくらいの線量を食品から受けているのか、厚生労働省が調べた結果を載せております。

一般食品でいいますと基準値が100ベクレル/kgですが、そういう食品をずっと食べ続けても年間に受ける線量を1ミリシーベルトに抑えるという考え方でこの基準値はつくられております。

結果、実際に国内で流通する食品をとって放射性セシウムの濃度を測って、その食品からどれだけの放射線量を受けているか計算しますと、右側の表の赤い枠で囲っておりますけれども、年間の放射線量は0.0006～0.0011ミリシーベルトということです。実際に食品から受けている線量は基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下ということで、非常に低い水準になっていることがわかるかと思えます。

〔スライド25〕

こういうふうな検査結果をもとにしまして、今年の夏以降、いろんな方々の御意見を聞いてまいりました。6月から9月にかけて、消費者団体、食品関係事業者、生産者団体等と個別に検査結果をお示しして意見交換してまいりました。その結果、多くの団体では、そもそも問い合わせがほとんどありませんし、組織の中でも話題になることはないという御意見が非常に多かったのです。そういう中で、検査対象自治体、検査点数の縮小に肯定的な意見は約4割、明示的に今までどおりの検査を続けてほしいという御意見は約1割でした。

〔スライド26〕

意見交換会を昨年8月に福島、9月に東京でやっております、会場に来られていた方々からは「検査点数、検査結果がさまざま」「一部の国等で輸入規制が残っている」「生産現場では非常に苦勞なさって低減対策をとってくださっている」「いろんな考えがある」、そういう御意見が非常に多かったという結果でした。

ガイドラインに基づきまして、17都県に検査をお願いしておりますので、17都県とも今年の年末まで4回、意見交換をやってまいりました。この中では、

これまでの検査結果に基づいて検査の効率化を求める意見や、県民の安心あるいは輸出促進を考えると検査をしばらく続けないといけないのではないかと、御意見など、県の方の御意見もさまざまでした。

そういう中で、検査データをお示しして皆さんの御意見を聞きますと、どちらかと言えば検査の効率化に向いてもいいのではないかと、御意見が総じて多かったということでしたので、秋以降は検査の効率化に進むという方向で国では検討をしてみたいと思います。

〔スライド27〕

今日、これから、平成29年度以降の検査のあり方について皆様に国からの提案をお示しするわけですが、基本的な考え方といたしましては、科学的なデータに基づいて、検査結果、放射性セシウム濃度が非常に低いということがございましたし、どちらかと言えば、皆様方は、検査の縮小、あるいはコストの面等も含めまして、縮小・効率化ということについて賛成の方の御意見が多かったものですから、これがまず一つ、キーメッセージになると思うのですが、検査をしているから安心という考え方のステージから、科学的なデータに基づいてリスクが低いということがわかったので、来年度以降は検査をそろそろ効率化するというステージに移行する時期に来ているのではないかと国では考えております。

そういう考え方のもとに3月末までにガイドラインを改正いたしまして、それに基づいて17都県に検査を29年度以降やっていっていただきたいと思っております。

そのために、今日、こうやってまず皆様にお示しをいたしますので、皆様からもぜひ御意見をいただいて、それ以降、夏にやりましたように、個別に事業者の方や団体の方の御意見も聞いて、最終的に29年度以降の検査のあり方を決めていきたいと思っております。

〔スライド28〕

見直しのポイントは3点です。まず、検査対象品目の分け方をどうするか。2点目としまして、検査継続の目安を明示する。3点目としまして、検査対象品目の例示の見直しです。

〔スライド29〕

先程5年間の検査結果でお示しいたしましたように、放射性セシウムの濃度分布、あるいは基準値を超えるものの点数、その割合は、栽培・飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では状況が異なっております。ですので、29年度以降は、栽培・飼養管理が可能な品目群と困難な品目群を分けて検査の考え方を決めていきたいと思っております。

ただし、原木キノコ類は原木に含まれる放射性セシウムの濃度がわかります

ので、原木をコントロールすればキノコに入ってくる放射性セシウム濃度もコントロールできるわけです。そういう意味では、栽培・飼養管理が可能な品目群なのですけれども、ただ、基準値の100ベクレル/kgは超えないのですが、どうしても30とか50とか、基準値以下ではあるのだけれども、他の品目と比べると高い濃度で検出されたりすることがあるものですから、栽培・飼養管理は可能なのですが、このガイドラインに基づいて検査をやっていただくときには困難な品目群と扱いは同じにしたいと考えております。

〔スライド30〕

これがまず1点目で、2つに分けて検査の考え方を示していくということです。

〔スライド31〕

2点目は、検査継続の目安の明示です。5年間検査をしていただいて、栽培・飼養管理が可能な品目群について、一定期間基準値の超過事例がない自治体においてもなかなか検査を効率化できないという現状がございます。

人の健康に関するもの、食品安全に関する検査というものは、始めるとき、増やすときは、世の中の方は大体反対しないので、やりやすいのですけれども、科学的なデータが集まってきたり、検査を効率化したり、やめるのはなかなか難しい。17都県の方も悩んでいらっしゃるって、検査をしても出ないのだけれども、ずっと引きずって今も検査をかなりの点数やられているということもありますので、検査を継続する目安を示すことによって17都県の方に検査の効率化について改めて取り組んでいただけるようにしたいと思っております。

検査を継続する目安ですけれども、栽培・飼養管理が可能な品目群につきまして、都県ごとに直近3年間の検査が全て基準値の2分の1以下になるまでは検査を継続する。もうちょっと平たく言いますと、栽培・飼養管理が可能な品目群で3年間検査をやって、1点でも2分の1の50ベクレル/kgを超えたら検査を続けてくださいというふうにお伝えしてはどうかと思っております。

裏返すと、3年間、2分の1を超えなかったら検査をやめていいのかということにもなりますけれども、やはりそこは科学的なところだけではなくて、世の中の方のいろんな反応もございますので、都県が必要に応じて検査を続けることについて、検査をやめなさいという意味では全くございません。やはりそのところは、世の中の受け入れ方等も勘案しながら引き続き検査をやっていただいても差し支えないと思っております。

もう一つ、可能な品目群と比べると若干放射性セシウム濃度が高い、栽培・飼養管理が困難な品目群については、従来どおり17都県に検査をしていただきたいと思っております。

〔スライド32〕

3点目の検査対象品目の例示の見直しということです。先程お示しをしましたが、摂取量上位品目や主要産品については検査をしてくださいということで例示しておりますが、実は、このところは放射性セシウム濃度が非常に低いという状況でございますので、例示をやめることによって、より検査の効率化について都県の方が取り組みやすいように、来年度に向けたガイドラインは改正していきたいと思っておりますし、そのためにも皆様方からいろんな御意見をいただければと思っております。

説明は以上です。

○司会（消費者庁・石川）

お二人の方、ありがとうございました。

ステージの場面転換の関係がありますので、ここから10分間休憩をいただきます。今、会場の後ろの時計で2時10分となっておりますので、2時20分から会を再開いたします。それまで休憩といたします。

（休 憩）

○司会（消費者庁・石川）

時間となりましたので、プログラムを再開いたします。

ここからは、パネルディスカッション及び会場の皆様との意見交換を行いたいと思います。

ここからの進行は、国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授でいらっしゃいます堀口逸子先生にお願いしております。よろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

座ったまま失礼します。皆さん、こんにちは。長崎大学広報戦略本部の堀口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

前回、8月29日に福島会場、9月2日に東京会場で同じような意見交換会をしまして、そのときにもファシリテーターをさせていただきました。今回、引き続き、今日の資料で次のステップに進んでいると思われましたので、参加させていただきたいと思います。皆さんからなるべく多くの意見をいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い致します。

これからは、私からパネリストの方々を紹介し、パネリストの皆さんに自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは最初に、生活協同組合コープふくしまの理事、日野公代様です。自己紹介を1分程度、よろしくお願い致します。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

皆様、こんにちは。生活協同組合コープふくしまの理事をしております日野公代と申します。

お手元の資料にもいろいろと載せていただいたのですが、今まで消費者として、生協として、原発事故、震災を機にいろいろと関わりながら、放射能と向き合ってきました。放射能や除染に関する学習会、放射能と食事に関連する学習会、それから、コープふくしまが日本生活協同組合連合会の協力で行った陰膳調査、家庭の食事に含まれる放射性物質摂取量調査を2011年度からやってきました。家庭で実際食べているものを全て検査にかけまして、700家庭分を測定してきました。2016年度も100家庭で実施しています。陰膳調査の検査対象は避難地域を除く県内全域に及んでいます。食べるものだけではなくて、ガラスバッチによる外部被曝測定、ホールボディカウンター測定なども取り組んできました。

その中で、主語の自分自身に関わることで、より身近にその数字を感じることができました。この震災からの6年近くこういったことを進めてきて、いろんな不安を感じている方、そうでない方の気持ちも理解しながら、コミュニケーションできたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いいたします

それでは、前回8月にも御参加いただきましたNPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会理事長、武藤一夫様です。よろしくお願いします。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

改めまして、こんにちは。NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会の武藤一夫です。

名前だけ見れば、多分、何でこの団体がここにいるのかという感じなのですが、知っている人は知っていると思いますけれども、我々は二本松市の旧東和地域で地域づくりをやっている団体であります。かつて養蚕で栄えたところが今度は野菜づくりに転換して、地域づくりの基本の安全・安心な野菜をつくっていこうということで、平成17年から今まで11年にわたって活動している団体です。

まず、安全・安心を提起してやってきた団体でありますから、その中間地点でちょうど原発災害を受けて、またさらに安全・安心のハードルが高くなったと思っておりますが、我々は自分たちの独自の調査もあるのですが、日本土壌

学会の先生方が30名ほどいらっしやって、東京農工大学、茨城大学、新潟大学、それぞれの土壌学のプロの先生方にこの災害について、長い間、今、6年目になるのですが、調査をしていただいて、その結果に基づきながら、自分たちで数字を見て判断して今までこられたということでございます。その一端でも、今日、この場でお話しすることができればと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

よろしく願いいたします。

それでは、同じように前回も御参加いただきましたイオンリテール株式会社広報部長兼お客さまサービス部長の三宅香様です。よろしく願いします。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

イオンリテールの三宅でございます。

私どもは、北海道から九州まで、全国でイオンもしくはその他マックスバリュ等々、いろいろな屋号でスーパーマーケットを展開しているグループでございます。

私は、お客さまサービス部ということで、毎日お客様からのお問い合わせ、お申し出等を受ける部署で仕事をしております。お客様の不安が本当に手にとれるような震災当初から5年たった今、どういうふうに変わってきているのか、そういったものを日々感じながら仕事をしております。一方で、事業者として安全な食品を提供すべく、震災当初から自社検査もして、その結果を見ながら、お客様にもそれを公表して一緒に考えていただくという活動をしております。

5年たって、理解いただいているお客様はもちろん理解いただいておりますし、なかなか伝わっていない面というのを感じているところでございます。この後、同じことをずっと続けていくのか、それにかかわるコストもありますし、どのように考えていったらいいのか、お客様とどういったコミュニケーションをしていったら安心していただけるのか、第二のステージということでそろそろ皆さんと一緒に考えていく時期が来ているのではないかと考えております。本日は、よろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

よろしく願いいたします。

それでは、同じく前回も来ていただきましたが、公立大学法人福島県立医科大学放射線腫瘍学講座助教、佐藤久志先生です。お願いします。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

皆様、こんにちは。福島県立医科大学でがんに対する放射線治療を日常業務としております佐藤と申します。

震災以降、私が今、扱っている放射線というのはかなり大きい放射線なのですけれども、震災で広域汚染が生じたために、県民の皆様を含め、日本中の皆様が放射線に対する心配があるということで、普段放射線に面している人間として、その方面からのアプローチとしてこの場に呼ばれたのだと思いますので、現況に対する適切な意見が出せればと思っております。ただ、私も福島県に住んでおりますし、家族もいるので、その面だけではなく、違う面からも意見が出ればと思っております。本日は、よろしく申し上げます。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いいたします。

次に、東京会場の方で御参加いただきました科学ジャーナリストの松永和紀様、お願いいたします。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

科学ジャーナリストの松永和紀と申します。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、食の安全ということで、放射性セシウム、ストロンチウム、いろんな原発由来の放射性物質のリスクも取材しますし、食品が持つ他のいろんなリスクについても取材をしています。そういう観点でずっとリスクの大きさをきちっと捉えていただこう、消費者にも生産者にもリスクがどうなのかということをつまえていただいて、それに対してどういうふうに対処していったらいいか考えられる消費者を育てよう、生産者を育てようということを思いながら、いろんな取り組みをしています。福島もかなり取材回数を重ねていますし、県主催のリスクコミュニケーションでも何度もお伺いして、皆さんと色々なお話をしているという状況です。

今日は、検査ということで、先程ステージが変わるのだというお話がありました。ああ、とうとう来たかと、私は当初から、リスクの大きさを反映した検査や規制をすべきだということをずっと主張してきましたので、気分を改めて考えていきたいと思っております。

そのときに重要なことは、リスクの大きさをきちっと把握するということと、もう一つは、情報をどう捉えるかという話なのだと思います。福島の方たちはやはり情報に随分苦しめられてきたところもあって、情報がきちっと届いていないことが風評被害ということにもつながっている面も否定できないと思いま

す。

パネリスト参考資料3ということでお手元にあると思いますが、富山県生協の広報誌に今、連載していきまして、その1回目と2回目のものを印刷して配っていただきました。どうしてこれを配っていただいたかということ、富山県は先程の検査の17都県から外れています。それほど東北のものがたくさん行っているわけでもなくて、福島の方たちがどれほど努力しているかということも多くの方が知りません。生協の方はそこに問題意識を持っていますので、そういうことをきちっと伝えようということで、連載2回目、2016年2月号で放射性物質を取り上げました。

1回目がメディアリテラシーです。つまり、情報をどう流すか、どう受け取るかということ、やはり私たちは考え直さないといけないということが、私と富山県生協の問題意識としてありましたので、1回目でこれを取り上げました。情報の問題というのは、今回の検査のあり方を考えると、リスクを正確に捉えていくということ、とても大きな課題だと思っていますので、そういう観点からも今日はお話をしたいと思っています。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

松永さん、どうもありがとうございました。

パネリストの皆様、ありがとうございます。

また、質疑応答の対応といたしまして、先程御講演いただいたお二人に加え、行政の方にも御登壇いただいております。

お一人は、内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課のリスクコミュニケーション専門官、武元民雄さんです。

○武元氏（内閣府食品安全委員会事務局）

よろしく申し上げます。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いいいたします。

もう一方は、ここは福島なので県の方においでいただきました。福島県農林水産部環境保全農業課課長、飯田純也様です。

○飯田氏（福島県）

よろしく申し上げます。

○堀口氏（長崎大学）

よろしく願いいたします。

また、先程情報提供をしてくださいました厚生労働省の藤井専門官、また、農林水産省の吉岡課長にも御登壇いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初にパネルディスカッションをしまして、それを踏まえて、皆さんから事前にいただいた質問であったり、フロアから忌憚のない御意見、御質問等を受けたいと思います。

先程藤井専門官と吉岡課長が用いましたプレゼンテーションの資料に「29年度以降の検査について(案)」としまして、スライド26以降で幾つかお示しをいただきました。吉岡課長の方からもお話がありましたけれども、8月、9月の放射性物質の検査結果についてということで、5年間の検査結果を皆さんに情報提供していただきまして、その中で生産者がどのような低減対策の取り組みをされてきたかということをお話いただきました。それから、どのように検査が行われてきたかという御提示もしていただきまして、当時は、検査をすることによって私たちに安全とともに安心を届けていたという状況になっていました。

今般、5年分のデータがまとまったということで、8月、9月に情報提供をしてくださいまして、やっと科学的に議論できる土壌ができたというところから、今回の資料では、福島がどうする、17都県がどうする、47都道府県がどうするという話ではなく、今回、どのようなガイドラインにしていくのか、検査の効率化を図るのか図らないのかというようなことで皆さんに考えていただきたいということだったと思います。

大きくは、検査対象品目の分け方、検査継続の目安の明示、検査対象品目の例示の見直しという3点について案をお話いただきましたので、まずは、パネリストの皆様はこの案につきましてどのような御意見があるのか、お尋ねして、ディスカッションをしていきたいと思っております。

まず、頑張ってくださいました武藤さんから一言、お願いします。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里づくり協議会）

今まで6年間いろんなところで調査してきた結果なのですが、震災1年目から野菜には、500ベクレル/kg、ああいった数字はなかったし、100ベクレル/kgを超えるものはほとんどなかったのです。その中で対処してきたのが、水田ですと塩化カリウムを散布して耕うんして作付するという方法がとられました。何で塩化カリウムなのかというのは、これはセシウムによく似た物質で、セシウムをとる以上に塩化カリウムをとってしまえばセシウムはとりにくくなると

いう話であります。畑については、それぞれ適宜つくる作物によって塩化カリウムを施したりということもございました。

塩化カリウムを使って、畑のもので規制がある代表的なものは大豆です。大豆は、生で食う夏のビールのつまみになるものと、秋に収穫する乾燥した大豆の2種類あるのですが、特に秋の乾燥したものは、青いものから水分だけが蒸発しますから、1kg当たりの量が多くなるのです。そういったことで、それが1kg当たりの放射性物質の量を微妙に増やすということでもあります。どうしても数字が増えてくるものは何とか抑制しなくては皆様に安心を届けられないということもありまして、さらに抑制するために塩化カリウムを施しているということです。

本音で言うと、農家としては塩化カリウムを余り使いたくない気持ちがあります。安全・安心は置いておいて、塩化カリウムを最初に施すというのは食味に若干影響してくるということもあります。やはり野菜やお米はおいしくないと思われ、売れない。我々はずっと目標を持っていましたから、それに反して塩化カリウムをまいて若干味が落ちるのはどうなのか。でもやはりそれ以上に、しっかり安全・安心を担保しないと福島県はこの被害からは抜け出せないと思って、そういったことをやってきたということでもあります。

何で初めから放射性物質が土から作物に移らなかったのか。一つの大きな要素は土にあります。福島県、特に阿武隈山系の花崗岩の台地に含まれているゼオライト、雲母、そういった物質が非常にいい効果をもたらしたということでもあります。

参考資料2を配付しておきましたが、土壌の減容化ということで、日本原子力研究開発機構がいろいろ研究した結果です。ゼオライト、雲母をうまく効率的に抽出できれば、減容化した除染ができるのではないかというものなのですが、バーミキュライトや雲母が放射性物質を取り込んで離さないという裏づけがあるのだらうと思って、参考資料として出させていただきました。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

それを踏まえて、今回、このガイドラインで検査の対象品目を栽培・飼養管理が可能な品目と困難な品目に分けてはどうかという御提案、それから、検査していくというものについて目安の明示というふうに少し文脈が変わっていくのですけれども、それに関して武藤さんはどのようにお考えですか。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里づくり協議会）

我々、今まで1万検体以上検査して、危ないというのはなかったのです。イ

メージの中でも、国で示したような飼養管理が可能なものと困難なものに分類されるといふに我々も実感しております。特に、飼養管理ができないのだけれども、できるようにして栽培しようと思っているものも我々はあるのです。山菜を人工栽培したら飼養管理が可能だということで、販売できるのも実はあります。

例えば、ワラビは山に自然にあって山の恵みなのですが、栽培・飼養管理ができない。30検体以上測って、そこから危険なものが出ないのが3年以上あって、最終的に合意ができれば許可ということになるのですが、やはり山のものですからたまには多いのが出ます。そういったことで、これはらちが明かない、自分たちで栽培しようということで、栽培管理のガイドラインに沿って、自分たちで栽培して山のものを売ろうということもやっていますので、こういった明確な理由づけがあつての分け方というのは必要なのではないかと考えているところでもあります。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、三宅さん、どうでしょうか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

当社でも5年の間、自主検査ということで、かなりの自社検査をしておりますが、基本的には基準値を超えているものは見たことがないですし、その旨も表示し、公表しています。

正直、今思ったのは、栽培困難か、栽培可能か、こういうカテゴリーも知っていない消費者が結構いらっしゃいますので、こういうふうに分けることで違うということの周知徹底にもなります。そうではなくてキノコ類みたいな言い方をされてキノコは全部一緒だったりとか、今、ワラビと一つの品種が出ましたけれども、そういった品種で食べても大丈夫なもの、出るかもしれないものというよりは、なぜ出たり出なかったりするのかわかるのか、そういったことの啓発にもつながると思いますので、そういう意味では、より詳細な実態をきちんとお知らせする一つのツールとして、正しい言い方、より細かい言い方をしていくというのはいいことだと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、コープふくしまの日野さん、どうでしょうか。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

項目を分けるというのは結構大事なところだと思いますが、被曝するというか、検出される要素がどこにあるかをまず周知徹底してからではないと、これがだめなのだから、これが栽培できるできないとかいうよりも、食べ物そのものに数字が上がっている要素はどこなのかということがきちんと明確にされていないがゆえに心配事が増えたり、信用できない、検査しないと許せないみたいな感覚になってくるのではないかと思います。

直接付着しているからそうなったのか、土壌から吸い込んだからそうなったのか、例えば種が汚染されていたのではないかと、そういうところが全て明確になって、やっとそのスタートラインに立てるのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

武藤さん、つけ加えて何かありますか。頷いておられたので。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里づくり協議会）

私は、ここでつくる立場でありますし、消費者の立場、販売する立場、それぞれ立ち位置があると感じましたけれども、今までの数字を単純に出して、どうですかという話よりは、細目化して、栽培可能か、困難かという判断をさせる方がむしろマニアックな話になってきます。消費者の方々がここまで興味を持って理解してくれるかどうかが一番問題であります。

できれば、私は、食の現場として、いろんな情報を流したい。多分、消費者の方々も知りたい。それをしっかり相對してやれる、そういったコミュニケーションの場をこれから継続的にとっていかなくてはいけない。これができたから、ではいいですよという話ではないから、いろんな意味で、放射能ばかりではなくて、これからの日本の食をどうするかという話も実は消費者の方々と我々が主体になっていると考えているところです。

○堀口氏（長崎大学）

松永さん、ジャーナリストとして、A、B、Cの案について御意見をお願いします。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

今お伺いして改めて思うのですけれども、今まで自治体の方も生産者の方も、ともすると、検査しているから安全、検査して問題がないことがわかったから安全ですというふうな言い方で消費者に説明してきた傾向が強かったのです。

私は、福島県で何かあると県の職員の方には必ず言っていたし、生産者の方にも繰り返し申し上げてきました。「違うのです。そうではないのです。皆様方がいろんな取り組みをしてくださって、そこできちっと成果が出て、下がった。その取り組みが貴いのです。その結果として検査の結果があるのだから、確認しているから安全ではなくて、私たちはすごいことをしていて、努力して、こんなに頑張っ、あつという間に全然気にしなくてもいいようになったところをきちっとアピールしてください」と繰り返し申し上げてきたのです。もっと胸を張って威張っていい。

チェルノブイリ原発事故のときは、ずっと出ているのです。今でも高いものが、ジャムとかに時折出たりするのですけれども、福島は、わずか5年、6年、実は3年目ぐらいからほとんど出ない状況に、あつという間にしてくださった皆様方の努力がすごい、貴いということが余り理解されていないのです。だから、どうしても検査というところに頼って、そこで安全かということ判断してしまうというような雰囲気が出てしまった。

今回、そのことを踏まえてみますと、栽培・飼養管理が可能な品目群と困難な品目群という分け方をしているのはまさにそこを伝えようとしているのです。生産者やいろんな方の取り組みがきちっと成果を上げているところは、実績がこれだけあって、胸を張って皆さんが取り組んでいるのだから、私たちに信頼してくださいということを実はこの分類は語っていますので、まさにこれは本質的な仕分けであり、消費者の方に一番理解していただきたいところなのだろうと思います。Aについてはそう思います。

Cについては例示の見直しですね。このあたりをきちっと意識していただくと、例えば牛肉の検査みたいなものは必要ないということがきちっとここで整理できると思います。

AとCについてはもろ手を挙げて賛成というところがありますが、Bについてはちょっとわかりにくいという印象を持っています。Bについては、また後で質問をしたいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

わかりました。

佐藤先生は科学者なので、食品ではなく、人の検査も普段やっていると思いますが。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

今日の会場での私の役割というのはほとんどゼロなのです。なぜかという、資料のスライド23を見ていただければわかるように、内部被曝で人体が受ける

線量が0.0011ミリシーベルトということは、1マイクロシーベルトですから、今後50年かけて1マイクロシーベルトということになると、危険、危険ではないレベルではなくて、これで検査を続けていくのかというのが科学的な立場です。もっと他のリスクがあるので、そちらにお金をかけたり、そっちを心配した方がいいのではないか、科学者として、放射線の専門家として、何でここにこだわるのかと正直思います。こんなことを言うと後で怒られるのですけれども、どうなのかと聞かれれば、そうお答えするということです。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

今の御意見を踏まえまして、日野さん、どうですか。今、松永さんからも御指摘のあった、品目がこれと悪者にならないようにというところが、まさに飼養管理がしやすいか、しにくいかというところの提示につながっていくのではないかというようなお話だったと思います。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

そうですね。分けて考えなければいけないというのと、検査しているから大丈夫となると、では検査していないところはだめなのかという優良誤認的なところも出てくるので、やはりそういうところをきちんと冷静に消費者も見ているかなければいけないと思います。

○堀口氏（長崎大学）

私も農作物が専門ではないので、8月に最初にファシリテーターをするときに、ガイドラインを初めてに近いぐらい改めて見ました。ガイドラインそのものを消費者は多分、私も消費者ですし、かつ専門ではないので、余り見ないですね。何をみているかといったら、目の前の野菜しか見ていない。こんなふうに17都県に厳しくいろんなことが課せられているのかと、恥ずかしながら、8月のこのリスクコミュニケーションをするときに改めて思いました。

福島県はコマーシャルを東京で流しているの、福島県がそういう取り組みをしているのはすごく認識しています。私の考え方からいうと、検査をしてきているのだから放射性物質に関しては日本で一番安全なものを届けている県という、サイエンティストとしての解釈なのですけれども、やはり受けとめ方というのは人それぞれなのだろうと思っています。

今回、事前に意見や御質問を幾つかいただいております、皆様にも配られていると思いますが、検査の頻度や回数を少なくするとか、どのような方針で継続していくのか、いつまで続けるのか、そういう御質問の内容です。今回は、

続ける、続けないとか、やめる、やめないとか、この品目はしてこの品目はしないとかいう考え方ではなく、継続はどういうものを目安としてやるのかをBで言いつつ、品目の分け方は、キノコや大豆、そういうものではなく、栽培・飼養管理が可能か困難かという分け方にする、そのような考え方で農林水産省と厚生労働省から情報提供していただいたと御理解していただければと思います。

先程日野さん、三宅さん、武藤さんからも、直接、ガイドラインの話ではないのですが、私たちがその情報をどう受けとめてしまうのかというところで、松永さんからもメディアリテラシーとか資料を示していただいて、御意見もいただきましたが、その受けとめ方についても皆さんから同じような御質問が来ています。

例えば9番で「生産地周辺と東京などの大規模消費地での安全な食品（基準値以下が確認されている食品）に対する考え方に、未だに違いはあるのでしょうか。それはどのようなものでしょうか」という御質問がありましたので、前回の8月、9月も踏まえ、お答えしていただこうと思います。消費者庁はリスクコミュニケーションについてずっと実施してきていると思いますので、この質問についてお答えしてください。

○司会（消費者庁・石川）

消費者庁では、震災から2年ぐらいたったころ、風評という言葉が伝わってきたということで、それ以降、半年ごとにインターネットを使って全国5,000人の消費者を対象に調査しています。これまでに第8回目まで調査をしております。公表もしていますけれども、総じて言えることは、被災地、福島県内の消費者の方々の理解は進んでいます。つまり、被災県の農産物を被災県の方々がためらうということはかなり改善しています。当初は3割ぐらいの方々が「ちょっとためらう」とおっしゃっていたのですが、直近の調査では1割程度におさまっています。

一方、首都圏、東京圏ですけれども、ここの消費者の方々に「被災県、福島県産の農産物をためらいますか」と聞くと、事故2年目のころは2割ぐらいの方々が「ためらう」とおっしゃっていたのですが、残念ながら、8回連続して聞いてきても、5年以上たってもやはりこの数は減らない、ほぼ固定化していると見られます。

情報が震災後から上書きされていないと我々は思っていますので、この部分、正確な情報提供というのはこれからも大事だと思っています。このようなことでいいでしょうか。

○堀口氏（長崎大学）

福島県内の方は学習もされておられますし、かなりリスクコミュニケーションが消費者庁を初め、されているので、この5年間で新しい情報に上書きされていますが、一方で、その他の県につきましては、そういう場も余りなく、情報が上書きされていないということですね。

それに関しまして、三宅さんはお客さまサービスのところにいらっしゃいますけれども、福島の方とそれ以外という福島以外の方が多いと思いますが、何か変化とか、また今の状況とかありましたら教えてください。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

全体の合計数という意味では、震災絡み、原発絡みのお問い合わせの数は全国で激減しております。当初から見ると50分の1という数にはなっていますが、決してゼロになっていない。直近の2016年度でも全国で200件から250件ぐらいは年間でお問い合わせをいただいているという状況です。特に大消費地、首都圏、近畿圏、そういったところからの御意見はまだまだ理解が進んでいないと感じる内容が続いているという現状です。

先程からいろんな方々がおっしゃっているのですが、「検査をしていますか」というお問い合わせが実は圧倒的にまだ多いです。「イオンさんで検査はしていますね」「していますか」、でも、その結果は余り聞かないのです。「した結果はどうでしたか」ではなくて、しているか、していないかだけなのです。していればマル、していなければバツ、残念ながらそういう公式になりがちな質問がまだまだ多いというのが現状です。

今回のA案で、栽培可能か可能でないか、そのところに行くことによって、なぜ検査をして出ないのか、なぜ大丈夫なのか、そこに踏み込める良いきっかけですし、説明する側も、私たち事業者も含めてなのですからけれども、もう一步、なぜ出ないのか、そこを説明しながら、もっとコミュニケーションをしていくべきだと考えております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

松永さん、先程ちょっとと言っていました、どうでしょうか。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

おっしゃるとおりで、やはりそういう情報が届いていない。特に大消費地の方向になかなか届きにくいというのが一つ大きな要因としてあるのだろうと思います。

併せて思うのは、周辺情報、他のリスクに関する情報もやはり皆さん御存じないですね。佐藤先生が先程おっしゃったとおり、食品は他に大きなリスクをいっぱい持っているという話で、微生物の食中毒あるいは重金属のリスク、そういうものに比べると実は放射性セシウムの現状の含有量からすると非常にリスクは低い。本当のことを言うと、栽培・飼養管理が困難な群に含まれている食品のセシウム量でさえも、実は微生物から来る食中毒とかのリスクに比べて非常に低いというのが科学的には言えることです。科学者は皆さんそう思っていると思います。しかし、そういうことがきちっと情報として届いていないし、比較するのはいけないことというような感覚も何となくありますので、そこで消費者もとらわれてしまっているというような印象を持っています。

もう一つ考えなければいけないのは、費用対効果です。私は、秋の東京のリスクミに出たときに、費用対効果という意味でもどうでしょうかということを上申しました。先程17都県の検査で40億円とおっしゃいましたが、あれは人件費が入っていないのです。役所の方は、多分高い人件費ですね。その方たちがどれくらいの時間を費やしてやっているか。もちろんパートの方とか、いろんな方に助けていただいて検査しているのですけれども、40億円の背後の莫大な額、それを想像してみて、では一方で、微生物の食中毒にどのくらい対策を講じているのかということを見ると、やはりバランスが悪過ぎるということを今までは雰囲気としてきちっと言えなかったところがあります。

もう言えるし、どんどんそこも皆さんで話していくということに今やっとなれた、農水省さんもちゃんとそれが言えるようになったというふうに今日のお話で私は理解しました。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

今、パネルでお話ししていただきましたが、5人のパネリストの方の御意見を踏まえながら、何かありますか。どうぞ。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

今、松永先生がおっしゃったセシウムの内部被曝というのは、ベクレルでは出てくるのですが、それがどのぐらいの影響なのか、具体的に皆様想像ができないのだと思います。

例えば、今日、キノコの生産者の方がいるので大変失礼なのですが、キノコに入りやすいということで、1,000ベクレル/kg入ったキノコを1本食べたとします。そうすると、体に1,000ベクレル/kgが入ります。それが消化されて血液中に回って、おしっこに流れて出ていくというのがセシウムの流れです。その

間に体の中で放射線を出すので、それが細胞に当たったりして影響するというシナリオになります。

では、もっと高い1万ベクレル/kgを食べたらどうなるか。1万ベクレル/kgという食品はどこにもないのですけれども、食べてから50年の間に胸の写真1枚ぐらいの被曝になるわけです。1万ベクレル/kgを食べてですよ。10ベクレル/kg、20ベクレル/kgを毎日食べても何年もかかるような量になるわけですから、そこに神経を使い過ぎて、くたびれて、お金も使ってというのはかえって健康によくないという考え方が皆様に感覚として伝わればすごくうれしいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

他にパネリスト同士で何か御質問とかないですか。

○吉岡氏（農林水産省）

松永さんからBについて。

○堀口氏（長崎大学）

すみませんでした。Bの検査継続の目安の明示。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

皆さんが会場から質問しやすいように、私が口火を切らせていただきたいと思います。Bがよくわからないのです。

○堀口氏（長崎大学）

30枚目のスライドですね。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

そうです。30枚目のスライドです。よくわからないのは、今までこれを検査しなさいということがきちっとガイドラインで示されていたのに、今度はこれはしなくていいというふうにも受け取れる。あるいは、逆に言うと、ここまでは検査しなくてはいけないと、より幅が広がったようにも読めてしまうのです。

「直近3年間の検査がすべて基準値の2分の1以下になるまでは検査を継続する」と書かれているということは、逆に言うと、ここまではやはりちゃんと検査しないとだめというメッセージに受けとめてしまう方も出てくると思いますので、そこら辺のお考えをお聞きしたいのと、どうして3年なのか、なぜ1

年ではなく、2年でもなく4年でもなく、3年なのかということが先程の御説明ではわかりませんでした。恐らく何かお考えがあって3年ということを示されたのだと思います。

それから、多分、試算もしておられますね。こういう目安で出したときにこれくらい検査件数が減るだろうという試算をお持ちなのではないか、それも判断の根拠になるのだと思います。それだけ減るのだったらリスクとは余り関係がないのだなというふうに、材料を提供していただいて、皆さん方がそれを理解できればスムーズに受け入れられるのですけれども、先程の御説明だとその根拠のところがよくわからなかったので、もう少し詳しくお話をお聞きしたいのです。

○堀口氏（長崎大学）

では、吉岡さん、もう一度その部分を説明していただけますか。

○吉岡氏（農林水産省）

29年度以降の検査のあり方を考えるときに、ここが一番悩ましくて、秋以降、検査の効率化ということで行こうと国では方向性は決めたのですけれども、ではどういうふうにそれをあらわしていくか、すごく難しかったところです。

まず、皆さんにお伝えをしたいのは、今、日本の食品衛生法上の基準値は100ベクレル/kgということになっていますが、コーデックスという国際機関が決めている目安は1,000ベクレル/kgなのです。それから比べると10分の1なわけです。この5年間測ってきて、最近はほとんどが25ベクレル/kg以下になって、物すごく低いレベルに抑えられている中で、検査を効率化する目安というものをどうするのかということです。

まず、松永さんの御質問のなぜ3年間なのかというところですが、放射性物質は均質に降っていないのです。特定避難勧奨地点があったり、濃く降っているところとそうではないところ、放出したときの気象の関係でこっち側は風で回っていて降っているけれども、こっちはないとか、いろんなことがあって均質に降っていないので、統計学的にこういうふうにやればこれくらいの確率でこうだと言えないという非常に難しさがありました。

そういう中で、安定的に低いということはやはり大事なことだと思ひまして、安定的にというのを何年とするかということなのですけれども、少なくとも単年度ではなくと考えたときに、科学的になぜ3年なのかと突き詰められると非常に弱いところではありますが、複数年で落ちついているというのを見るのには3年ということではないかということにしたわけです。

これは、会場の皆さんからも、これ以降いろんな方と意見交換をしています

けれども、3年が長いのか、短いのか、どうなのかということは御意見を聞きながら、最終的には国の方で決めていくということになるのではないかと思います。

それから、松永さんから御質問がなかったのですが、なぜ2分の1、50ベクレル/kgを目安にするのかということです。今回、ガイドラインが対象としておりますのは17都県ですので、17都県の方がどういうふうにとめるのか、あるいはそれを世の中に出したときに世の中がどう受けとめるのかということもいろいろと御意見をいただきました。

先程説明の中でお話をしましたけれども、100ベクレル/kgという基準値があって、国が明示的に来年度検査をやってくださいと頼むのは基準値の2分の1を超えているものだと。仮に100ベクレル/kgとか基準値の2分の1というものの以外の目安を示すと、途端にそれが新たな基準値のようにとられて、それを下回れという声が出てくるのではないかと御意見も複数ありました。

そもそも100ベクレル/kgというのは、国際機関のコーデックスの値からすると10分の1、非常に低いレベルで、なおかつ実際に測ったものが低く、基準値の2分の1でやれば健康リスクも十分低いということも言えますので、50ベクレル/kgでいいのではないかとということで、国の案としてはこういう形にしたわけです。

松永さんから、直近3年間で2分の1を超えないのを確認するまではというふうにしたときに、では来年度以降、17都県の検査点数がどれくらい減るといふ試算をしているかというお話だったのですが、試算はしておりません。

なぜかという、実は17都県の方と昨年やりとりをしていく中で、検査をしてもしても検出限界以下なので、それでもまだやるのかというところからスタートしたわけなのです。一方で「皆さんはやめられますね」と聞くと「県民の不安に応えるとか、輸出促進のために外国を説得する材料とか、いろんなことを考えると、検査は効率化したいのだけれども、そこだけで割り切ってやめられるかと言われると、もっと県のいろんな人の意見も聞かなければいけないし、夏、秋の段階ではこれくらいなんて、そんなのはとても答えられるわけがないじゃないですか」という返事でした。

仮にこういう案で29年度以降、県の方にお示しをしたときに、ではこれで自分たちも合理的にたくさん減らそうという県も出てくるかもしれないし、そんなことを言ったって、うちの県は消費者の安心のためにはちょっとは減らせてもそんな大幅には減らせないというところもあったりするというふうに感じております。

ということなので、どれくらい減っていくかというのは国の方でも全然めどは立っていないところなのですが、自分も消費者なので、本当に心配されてい

る方のことから考えれば、これは非常に役人的なのですけれども、やはりドラチックに減るとそれはやはり心配する方がふえると思いますので、そこはやはり様子を見ながら、またリスクミをしながら考えていくというのがいいのではないかと思っております。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

もう一つ追加というか、今のお話を受けて、多分、消費者の方は懸念しておられると思うのですが、3年を目安として示されて、3年出なければやめるといような流れに行くと、今の輸出促進とかいうことを考えるとやめられないというお話もありましたけれども、将来的には減っていく方向になると思います。

そのときに、でも、どこかで誰かがきちっと目配りはしておいてくれるというのを消費者は持っておきたいのです。イメージとしては、輸入食品は命令検査と普通の検査、モニタリング検査というのがあります。違反事例があって、リスクが大きい食品と国は検査を密にするのです。命令検査ということで密にするのだけれども、それで違反がなくなったら、通常のモニタリング検査で普通の網かけをして統計的に必要なだけの検査をして、折々、違反品を拾っていくというやり方と両方を厚労省がやっています。

命令検査ではなく通常の定常的な検査をどこかで押さえておいて、数値の動向を把握しておいて、何か予想外のようなことがあったときに何とか早目につかまえるというような仕組みがどこかにないのかと消費者は思うのです。先程お茶が予想外に出たというような話がありました。多分、果樹も予想外の部分がかかなり大きかったのです。そういう予想外のことは起きないのか、このまま検査をどんどん縮小する方向のように見えるけれども、それで大丈夫なのかというのは気持ちの奥底にあるのだと思います。そこはどういうふうに考えておられますか。

○吉岡氏（農林水産省）

まさにそういうときにずっと安定的に低いというのを確認するのはすごく大事なことだと思います。これは決して安心のためだけではなくて、本当に安全を確保するために大事なことなのだと思います。そういうときにどういうやり方をするかという、高そうなところを定点に決めて、毎年そこをちゃんとチェックしてデータを積み重ねていけば、それは一つの安心の材料にもなると思います。

先程御説明のときに、検査点数は県によってさまざまですというお話をいたしました。福島県は肉類を除いて年間で2万点ぐらいやられており、福島県か

ら離れているところでは、場合によっては100点ちょっとというところもございます。そうすると、福島県はデータの的には他の都県とほとんど変わらないのです。25ベクレル/kg以下のものが99.何%ぐらいまであるので、福島県が今やられている検査の頻度を見直すとかいうことはあると思います。そうやって定点あるいはある品目をしっかりと押さえていくということが一つのやり方ではないかと思っています。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

その抜けがないように自治体はそれぞれやってくださいと言っていると、どこかで抜けてしまうのではないかといいところがあります。厚生省か農水省がどこかでそこはきちっと押さえていますという仕組みがあるのですか。

○藤井氏（厚生労働省）

先程の情報提供資料のスライド23で吉岡課長が、厚生労働省が流通食品で調査を行っているというお話を、佐藤先生も引用いただいたと思いますが、こういった調査は、例えばこれは実際の線量に対する調査でしたが、市場流通品の基準値の超過の調査というのも一方で厚生労働省は行っておりますので、こういう調査を通して全体の動向を把握していくと考えております。

○堀口氏（長崎大学）

質問していいですか。今、吉岡課長が言われた何かあったときに何もしていなかったのではなくて、ここだけはちゃんと押さえているという部分をやはり担保しておくことを求めているという松永さんのお話がありました。その一つの例として、今、専門官から、実際流通している製品のマーケットバスケットの23枚目のスライドを御提示いただいたと思います。

もう一つ、17都県でここは押さえておくという考え方を持って何かやるというのがあると思いますが、参考資料3のガイドラインにそういう考え方が載っていないですね。その考え方を文章で書いてもらわないと、例えば県の人だってその検査を30年やりましたみたいな人生ではないと思います。部署も変わるし、また、自治体に新入職員として入ってきて、検査をやってくださいと言われて担当したときの最初の教科書が厚生労働省のガイドラインと考えれば、誤解を招かないように、何々の品目がだめみたいなのではなく、改定に当たっての考え方がないとわかりづらいかと思います。

要するに、中身をどうしてくださいというのではなくて、中身を書きかえるだけでは、今、皆さんが言っていた議論が読み込めないのが、ガイドラインが変わるとしたら、読み込むような工夫をしてほしいと思うのですけれども、い

かがでしょうか。

○吉岡氏（農林水産省）

先程の説明資料の中で、今のガイドラインはこういうふうには検査のあり方を考えていくというものを御紹介したのですけれども、それはガイドラインの趣旨のところに書いてあります。当然、趣旨のところに昨年度書きましたので、どういうふうに見直したかというのは、分量とか表現ぶりがどうなるかというのはありますけれども、何らかのものは書くことになるのではないかと考えております。

先程私は説明の中で、検査をしているから安心というステージから、科学的なデータに基づいてリスクが低いから検査を効率化するというステージに移る時期に来ているのではないかと国では考えているということで、皆様に御提案しますというお話をしました。仮にそういうふうには29年度以降なるとして、その次のステージはどのようなだろうというのがまたあると思うのです。

これは余り科学的な根拠があるわけではないのですが、平成32年度までは、あと4年、復興期間があるので、やはり役人はそういう節目節目で、今後の29年から32年の検査結果、検査のやり方、そういうものを見て次またどうするかを考えていくということではないかと考えております。

もう一つ、とても大事なことを言い忘れていたのですけれども、環境中の放射性セシウムの濃度や食品中の放射性セシウムの濃度というのは、実は水爆実験があったときとか、1960年代ぐらいから環境省が県に頼んでずっとデータをとり続けています。チェルノブイリの事故があったときに少し高くなって、でも低くなったという、私は日本はすごい国だと思うのですけれども、本当に50年以上のそういうデータがあるので、そういうものをこれからも環境省はやり続けていくと思いますから、そういうところの異常なデータが出るかどうかということでもモニタリングができていくということではないかと考えております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、いろいろな御意見と考え方を御提示いただきましたが、フロアの方から御意見、御質問はありませんでしょうか。挙手をしていただければ、では、眼鏡をかけた女性の方。

○質問者A

福島市で「ふくしま30年プロジェクト」という放射能の測定業務をしております。

ます。私自身は小学校の養護教諭を30年勤めまして、それから放射能の勉強をした者なのですが、私は、一人の命は地球よりも重いと思っております、一人の命を救うのだったら40億円は全然高くないと思っております。

2つ、忌憚のない意見ということで申し上げたいのですが、現状だとカリウムをまいたり、有機栽培をしたり、本当に農家の方々の御努力で不検出になっていると思います。検査をやめたら、その対策がおろそかになってしまって、吸い込んだ食品が出回る危険性がないかどうか、検査していないのだからいいみたいな感じになる可能性があるのではないかとということが一つです。

ベラルーシ、ウクライナで菜種の油で汚染されたところの支援をしている方が「福島はラッキーでしたね。果樹の根っこが深く入っているので表面から吸い込まれないから大丈夫だと思う。でも、放射性物質が下にしみ込んでいて、6～7年後、根っこの方にそれが届いたときにどうなるかね」とおっしゃってましたので、5～6年の段階でやめるという選択肢は、ベラルーシ、ウクライナの実際にやっている方々のお話からするととても考えられないと思っております。

もう一つは、科学的というのがすごく数字でごまかされてしまっているのではないかと、大規模なごまかしがこの国を覆っているのではないかとというふうに私は感じています。ICRPの「パブリケーション111」、一般向けの教書の英文だと21ページなのですが、1回に1,000ベクレル/kg食べても、その後、食べなければ体から抜けていくので、1,000日後にはゼロになるが、1日1ベクレル/kg食べ続けていたら、ずっと体に残るし、1日10ベクレル/kg食べ続けていくと1,000日後には1,400ベクレル/kgぐらいになる。ミリシーベルトからするとそんなのは低過ぎて笑ってしまうというふうに言われるかもしれないのですが、実際、ベラルーシではいまだに大変な状況があるわけです。内部被曝、外部被曝合わせて年間1ミリシーベルトを厳格に守るようになってからやっと健康な子供が多くなってきたという事例もあります。

ミリシーベルトやベクレルの数字で、例えばコーデックスは1,000ベクレル/kgだから100ベクレル/kgはすごく低いとおっしゃったのですが、ベラルーシ、ウクライナの主食のベクレル数は40ベクレル/kgや20ベクレル/kgなので、毎日食べると100ベクレル/kgなどというのはとんでもない数値だと私は思っております。

質問欄の12番目に書いたのは私なのですが、塩分のとり過ぎでいろいろな生活習慣病が出るように、カリウム、セシウムは同じ動態をとるので、心筋梗塞、脳血管障害、そういうのが、ベクレルやシーベルトとか放射線の問題ではなくて、そのものが溜まることによって体にいろいろな疾病・異常が出てくることが考えられると思っております。放射線治療できれいに治るからすばらしい治

療だと思っているのですけれども、なぜここに佐藤先生がいらっしゃるのか、このくらいのミリシーベルトだったら全然大したことはないと言ってもらうために選ばれたのかなど、大変失礼ながら思っております。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

たくさん御意見をいただいたので、全部まとめ切れないですけれども、12番に御質問をいただいた方ということなので、佐藤先生、12番についてお答えしていただいてよろしいですか。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

私は、よく政府側の人間と呼ばれて、慣れておりますので、全然それは構わないのですが、一応、科学なので、どこかに数字がないと、現場で心配だという人とデータをとって心配だという人の整合性がとれない。誰が見てもこれは危ない、これは大丈夫だという目安がないと、結局みんな危険と思ったり、誰かが言ったから危険とか、あの先生が言ったから危険とって、根拠が見えなくなってしまうのです。数字は、ごまかそうと思って出しているのではなくて、これぐらいと比べるとこうですというのが伝えやすいツールとして使っています。

なぜかという、ベクレルと言われてもどのぐらい危ないのか、うまく言える方は多分少ないと思います。例えば胸の写真で何年間と一緒ぐらいですよとか、具体的な事例として説明できればいいと思って数字は出しています。私も一応科学者なので、数字はこれからも使っていこうと思っています。

この質問を見せていただいたのですが、セシウムのとり過ぎはどうかということで、私も、セシウムが体内にどのぐらい含まれているか勉強したことがなかったのですが、今回、勉強させていただいたのですけれども、人間の体の中にはナトリウムとカリウムが85gとか140g、手のひらに乗るぐらいの量が入っています。セシウムというのは体内に普通1.5mgありますので、10万分の1の程度しかございませんから、血圧に影響があるのかと言われると、あっても10万分の1ぐらいなのかなと思います。ナトリウム、カリウムというのは、人間の体にとって必要なものなので、たくさんとって、要らないものは強制的に出ますし、足りなければとったものをちゃんとため込みますから、人間の体に常に一定量が入るように体の仕組みはできています。

セシウムというのは、いっぱい入れれば入りますけれども、必要なものではないので、要らなくなれば、さっき言ったように、おしっことして出ていきます。

1,000ベクレル/kg食べるとだんだん下がっていくというグラフは私も見たのですけれども、赤ちゃんが一番早くて、お年寄りの方が一番体に残りやすい。毎日食べると積立貯金と一緒にですから、1日1ベクレル/kgずつ食べると大人だと140ベクレル/kgたまります。ただ、食べるのをやめるとまた減っていきます。たまり続けることはないのです、それは誤解のないようにお願いします。

チェルノブイリだと、今、食べるなどというのですが、秋にキノコを食べてしまうのですね。そうすると、秋にセシウムが出てきて、またしばらくすると1年で下がってきて、また秋に上がる。これは文化ですので、私たちがどうこう言うことではないですから、上がって、それでどのぐらい被曝するか計算で出して、一応このぐらいの被曝ですということによって報告が出ているということだと思います。

生活習慣病、例えば糖尿病とかにセシウムが影響するのかというと、量が少な過ぎて影響するのかどうか、私も学術的にもっと調べてみないといけないのですが、非常に少ない量なのです。放射性セシウムは放射線を出すとバリウムとかキセノンとか違う物質に変わってしまいますから、絶対量としては、今回、何京ベクレルとか出ましたけれども、グラムにするとせいぜい20gとか30gしかないのです。それが一人一人でどのぐらいの量かということ非常に微量になってしまうので、影響があるというのはなかなか言いづらいかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

松永さん、科学ジャーナリストとして、ナトリウム、カリウム。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

やはりどれぐらいの量をとるとという量に注目しないと体への影響度ははかれないので、先程先生はセシウムの量というのは10万分の1とおっしゃいましたが、その量からして、ナトリウムのとり過ぎを何十年続けると血圧がこのくらい上がる、その10万分の1ということの影響は検出ができないくらい非常に小さく、あるとしても非常に小さくて、影響はないとしか言えないくらいになるのだろうというふうに思います。やはり食べる量というところに注目しているんなことを考えていただけたらいいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

また深く御質問したいときには、別途、皆さんをつかまえて質問してください。他に。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

セシウムが地面から染み込むのではないかというのはものすごく重要なポイントで、消費者でそう思っておられる方が結構多いので、そこは答えていただいた方が。

○堀口氏（長崎大学）

武藤さん、答えますか。お願いします。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里づくり協議会）

セシウムの土の中での動き方は、私は農業ですからプロではありませんので、言い方を間違えるかもしれませんが、セシウムとかいろいろなものは、山のキノコにつきやすく、キノコに出やすいということはありますけれども、セシウムの山の中での循環は、担子菌類の栄養として取り込まれて、木々の落ち葉をどんどん分解していきます。その栄養として取り込まれて、どんどんまた上に来て、新しい落ち葉を分解してリサイクルしているので、下に沈み込むということは山の中ではないのです。

特に畑などでも、先程言ったように、土の中に雲母やゼオライト、そういったものをいっぱい含んでいますから、そこで動いているセシウムというのは非常に少ないのです。ですから、じょうろで水をやったみたいにどんどん下に沈んでいって、根っこに届いたから今度は吸い上げるという状況にはならないのではないかとされておりまして。ただ、これは時間がたたないと私も何とも言えませんが、そういうふうに言われているということです。

○堀口氏（長崎大学）

吉岡課長。

○吉岡氏（農林水産省）

今お話があったように、土壌にきっちり吸着してしまっていて外れにくいので、雨が降って下に流れていくというのは考えなくていいのではないかと思います。と申しますのは、例えば原発事故の後に秋の台風などですごい雨が降って川に流れたときに、田んぼなどに結構流れてくるのではないかと心配しましたが、測ってみるとそんなに出てこなかった。ということは、やはり土壌にしっかりと吸着している。土壌ごと流れてきたら、それは流れてきますよ。でも、そうではない限り、吸着したものはかなりしっかりとしているので、永年性の果樹で根っこが深いものが、例えば、あと5年経って吸うのではないかというのは心配しなくていいと思っています。

○質問者A

土壌にくっつくということですか。

○吉岡氏（農林水産省）

土壌にしっかりくっつくのです。吸着するのです。

○質問者A

砂地だとどうなのでしょう。

○吉岡氏（農林水産省）

砂地は粘土性の、さっきおっしゃった雲母、ゼオライト、バーミキュライトという鉱物とはちょっと違いますので、そのくっつきの強さは砂は弱い。

○堀口氏（長崎大学）

検査のことに戻りましょう。では、男性の方。

○質問者B

テーマが検査のあり方なので、やはり絞って議論すべきだと思います。幾つかの問題点を挙げられましたが、私が率直に感じたことは、栽培・飼養管理可能、不可能と書いてあるこの区分の仕方は専門家の方と議論してやったものかどうかというのが一つです。

それから、先程何人かのパネラーの方からお話がありましたが、品目を減らしていくというときに、出てこない、出なくなったという食材、こういうものの出てこない理屈をきちっと説明すべきだと思います。

例えば、私、いわき市で食品の話をしていますが、野菜、根菜、これの説明では皆さん安心しません。野菜の中で、ネギ、白菜、タマネギ、コマツナとか、国ではかったものでもコマツナで出ているものがありますね。野菜類とか、それぐらいの分類では一般の人が安心するというふうにはならないと思います。検査したいとか、分けたいというのは分けてもいいと思います。

先程吉岡さんがおっしゃいましたが、放射性物質は場所によって高いところと低いところがある。ですから、福島県、茨城県、こういう大きい区切りでやったのでははっきりわかりません。福島県を外れていけば少しは均一になってくるかもしれませんが、福島県の場合には、浜通りの中の避難対象地域あたりのベクレルと、浜通りでもいわき市や相馬市とは違いますし、中通りと会津は全然違いますから、そういうところでの特性をきちっと見て、どういうふうに

品目を決めていくか、このぐらいの議論は、当然専門家の方がいらっしゃると思うので、やって、決めていただきたいと思います。

もう一つは、コーデックス委員会では1,000ベクレル/kgで、日本は厳しいというようなお話を先程していますが、日本は100ベクレル/kgに決めたので、やはり100ベクレル/kgをどう検査するかということできちっと議論すべきだと思います。1,000ベクレル/kgより低いから、100ベクレル/kgの半分でもいいとか、そういう議論ではないと思います。ですから、きちっとした根拠ですね。

それから、佐藤先生がおっしゃったように、食品での内部被曝というのは1ミリシーベルトの10分の1から100分の1以下で、影響は非常に低い。これはこれでいいと思うのです。しかし、検査ということで考えると、どういうふうに決めるべきか、きちっと絞って議論すべきであろうと思います。科学的な根拠でこれは検査の頻度を下げる、そういうふうに決めるべきであって、もう少し具体的な品目も明示した方がいいだろう、このように思います。

幾つか回答いただければありがたいです。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

要するに、消費者に向けて説明したりするときに、野菜とかという説明だと難しい、なかなか理解していただけないというお話と、福島県でも中通り、浜通り、会津で違うので、そういうものを加味してほしいということですね。

○質問者B

科学的な根拠に基づいて決めていただきたいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

そこは、県の中でどうするかというのは、また次のステップの話でと考えていいのですか、吉岡さん。

○質問者B

でも、国で大きな方針を出しているから、国の方針の中で県もやってくれと言わないと、まずいことです。

○吉岡氏（農林水産省）

福島県産であっても、ほとんどのものが25ベクレル/kg以下であって、地域によって、ここは50ベクレル/kgを超えている、そういう地域はないものですから、そこは余り心配しなくていいのではないかと考えております。

それから、栽培・飼養管理が可能な品目群と困難な品目群を分けるときに、専門家の意見を聞いたのかという御質問もあったかと思いますが、余り難しくなくて、要は、農業者の方がつくるときに、耕して肥料をやって水をやってということをしたり、資材をどういうふうにするかとか、あるいはカリ肥料をやるとか、果樹だったら皮を剥いたりしているのかということがちゃんとやられているかどうかだけで区別しています。結果として、そういう分け方をしてデータを見ると、ちゃんと高いものと低いものとに分かれているので、そこは余り複雑に考える必要はないのではないかと考えているということです。

○質問者B

参考資料2の28ページですが、ここに各県で、例えば野菜とかやっていますね。黄色いのが幾らなのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、山菜とかキノコはどれもたくさん出てきています。だから、そういうところはよくなるということが絶対必要だと思います。ただし、野菜とか根菜で出ているものもあるし、出ていないものもある。こういうところをきちっと押さえる必要がある。私が言いたいのはこういうふうなところですよ。

○堀口氏（長崎大学）

はっきり出ているところと出ていないところをちゃんと区別をして、それがわかるようにしてという御意見ですね。ありがとうございます。

他に御質問は、まず女性の方から。

○質問者C

今日はどうもありがとうございました。いつもこういった会には参加して勉強させていただいております。

見直しということが今回のテーマだと思うのですが、私たちの団体では震災後2年目からアンケート調査をしております、聞いていてギャップがあるので、あえてここでお話をしたいと思います。

昨年は1,356名、その前は1,214名ということでやってきております。団体の会員は100名ぐらいでやっておりますので、ほとんどが一般の方ということで考えていただいて、私個人の意見ではなくて、調査の結果から見たこととお話ししたいと思います。

検査をして、もう出ていないから安心とはまだ一般の方には思えないのではないかというのが見えています。確かに、検査をしているから安全であるというのは、地産地消、地元のものを買うという方がどんどん増えてきています。約8割の方がなるべく地元のものを買っているということで、これは一定の検

査の結果もある。あるいは震災後、いろんな講演会などで放射性物質についての知識がなかった方が勉強して、このぐらいだったら自分はいい、そういったものも出てきている結果かと思っております。

ただ、福島県の場合は、やはり震災後、特殊な県だという皆さんの認識があって、他の県とは違う。福島県の場合は、例えば今回の見直しにも関わりますが、全量全袋検査をしています。でも、99.99%出ていないということも県やいろんなところ、報道機関から目にしていると考えたら、普通だったら、もう検査しなくていい、あるいはサンプルでいいのではないかという意見が多いのかと思ったところが、それが全然違っています。やはり全量全袋検査はやった方がいいというのが去年は8割ぐらい、今年度は7割を超えているということで、この結果は2月2日に公表するのでここだけの話として聞いていただきたいのですが、やはり7割は今まで通りやってほしいという結果です。

では、何年やったらいいのかという質問に対しては、去年は5年から10年というのが一番多くて、その次が10年以上、1年から3年というのが3番目でした。今回は年代の若い方の意見も取り入れようということでやったところが、若い方、10代、20代の方は長期を望んでいます。少しずつ年数が減るのかなと思ったところが、5年から10年というところがふえてしまったのです。その次が10年以上ということで、検査しているから安全だというのではなくて、検査しているから続けてほしいという意見の方が多かったというのがあって、消費者の中にも矛盾が気持ちの中ではあるのではないかと思います。

今回は、他県の消費者団体の方に御協力をいただいて、同じアンケートで、外部被曝や放射性物質に対する気持ちを聞きました。安全とかではなくて、安心かどうかという意味ですね。全然気にしていない人、いつも気にしている人を比較したときに、びっくりしたのは、福島の方は「余り気にしていない」という方が7割ぐらいだったので、いろいろ勉強しているのかなと思ったのですが、他県の方は「時々気にしている」「いつも気にしている」が7割でした。福島県でも消費者の気持ちの中でギャップがありますけれども、他県の方との比較をしたときに、やはりこの辺を考えていかないといけないと思いました。

ですから、見直しについては、このアンケートから酌み取ると、減らしていくというのはちょっとまだ早いのではないかと、効率を考えるというのは必要なのでしょうけれども、まだ時期的に早いのではないかと思っております。

福島県は、浜通りは帰還されている方がいて農産物とか一生懸命つくられると思うので、基準超えはないと思いますが、一点でも高いのが出たとなると福島県は危ないのではないかと捉えられることがあるかもしれないから、現状を続けていって、浜通りはこういうふうにしたけれども、出なかったと伝えられるのと、減らしていった浜通りはこうでしたと言われるのではちょっと感触が

違うということがあります。

個人的な意見は、今日は差し控えたいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

未発表のものをここでしゃべっていただいてありがとうございます。ただ、議事録は発表の後ですので、大丈夫かと思えます。

時間が大分迫ってきているので、手短かに、済みません。

○質問者D

去年の11月に東京の中目黒に、役場の産業課の仕事で青空市場の野菜売りに行ったのですが、私はそこに放射性物質の説明役で随行しました。東京の人はほとんど、先程松永さんが言われたように、関心が薄くなっているということですが、私は11番の質問を書いた者なのですが、まだまだ野生のもの、特に山菜のコシアブラは高い数字が出ます。山形県のものでも新潟県のものでも高い数字が出ます。それから、キノコなどは数千から数万ベクレル/kgという数字が出ます。

こういった現状の正しい認識をやはり一般消費者、福島県だけではなくて、全国に向けて発信する必要もあるのだらうと思います。今日、消費者庁も来ていますので、NHKのテレビなどで正しい認識を国民にもっと植えつけた上で、継続をするか、やめるかという議論も必要ではないかと思えます。

それから、農林水産省の方も来ていらっしゃるのですが、余談になるかもしれませんが、今年の年賀状で林業試験場に勤めている友達から、家畜に与える牧草にセシウムの吸い上げを和らげるためにずっとカリウムをまいてきたが、そういう餌を与えてきた結果、立てなくなった牛が出てきているということで、この辺の農家に対する指導の仕方をそろそろ変えていかなければいけないのではないかと思えます。

それと、野菜の中でも乾燥物、干し柿、干し芋、これは場所とかつくり方によっては、ほこりなどが付着して高い数値が出ます。こういったところの指導も含めて、もう少しマスコミでの報道、正しい認識の仕方が必要ではないかと思えます。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

議事進行が悪くて済みません。そちらの男性の方。

○質問者E

いろいろと聞きたいことがあったのですが、時間が押しているので、一点だけにします。

私どもに関係します中で、平成29年度以降の検査についてです。食品としてのキノコの安全・安心が一番大切なことでありまして、その中で検査の効率化が今回上がっていますが、私はこれには賛成でございます。

実は、キノコは商品になって出るまで3回測ります。おが粉を使うキノコの場合は、おが粉用材の原料の部分、それを菌床にしてもう一回測って、さらに発生してからキノコを測って初めて出荷します。原木も同じです。原木で一回はかって、植菌をして、ほだ化してからもう一回測って、最後にキノコができたら測ります。

このような管理をしていますが、管理可能なものと管理困難なものの中で、原木キノコ類は管理が困難なものの中に入っています。野生キノコと同レベルに扱うのはどうかと私は思っております。野生キノコは、先程お話があったように、かなり高い値が出る可能性が大きいです。出ない場合もありますけれども、出ることも多い。ただ、管理されている原木キノコの場合は、確かに今まだ完全ではなく、出るかもしれませんが、それと同レベルではないと思っております。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

吉岡課長からも、原木シイタケについてはまだ議論の余地がというようなこともありましたし、武藤さんも原木自体を遠くから持ってきているという話を前回の意見交換会でされていましてね。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里づくり協議会）

シイタケの原木については、皆さん御存じですね。山に生えている木、ナラとかクヌギを使うのですが、放射能が降ったときは葉っぱがなく、全部、幹についたということだったと思います。その皮をどうするかというのが大きなポイントなのです。シイタケの原木栽培というのは皮を剥いでは成り立たない。ですから、そのまま使わなくてはいけない。

どういう作用があるかという、下からキノコが出てくるときに、表皮のセシウムもあわせて吸い込んで出てきます。キノコは重金属類が大好きなのです。実は、キノコは普通の野菜とは違って第三の生き物なので、重金属類が大好きですから拾ってきます。

それを管理して、皮を全部むいて、中の心材部分しか使っていません。これは福島県の木でも何でも余り変わっていません。おが粉の放射性物質がどのくらいあるかということのをさっき言ったようにチェックしています。200ベクレル/kg以下のものを使います。原木だと50ベクレル/kgですね。そういったことで基準を設けて入り口をつくっているということですから、かなり厳密にやっています。

ただ、キノコという分類でほとんど消費者の方々には、栽培物か何かわからないけれども、キノコは危ないという雰囲気です。これは、福島県につくった野菜が危ないというのと同じイメージなのです。大体そのぐらいでしか食品のことを捉えていない。我々はどう説明していいか、よくわからないところが多々あります。やはり国に頑張ってもらわなければならないかなと、我々はマイナスからのスタートですから、風が一番さらされている部分で農家が何とか頑張っているという状況です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

時間進行がうまくいかず済みません。吉岡課長、原木シイタケについては再考してほしいということでしたので。

○吉岡氏（農林水産省）

濃度の出方からいって、可能な品目なのだけれども、検査の扱い方としては困難と同じように扱うということですので、そこはうまく正確に伝える努力をこれからもしていきたいと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、時間になってしまいましたので、後、何か御質問があれば個別にフロアの方でしていただければと思います。

それでは、石川さん、よろしくお願ひします。

○司会（消費者庁・石川）

予定の時間になりました。時間の都合上、御発言いただけなかった方には大変申しわけありませんでした。また、本日は、熱心なディスカッションと円滑な議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

このようなリスコミの企画を行う際には、皆様からのアンケートが大変貴重になります。アンケートに書かれました御意見も関係府省で回覧し、担当者が

必ず目を通すようにいたします。言い足りなかったことですか、聞きそびれたこと、本日の御感想など、何でも結構ですので、お手元にお配りしてありますアンケート用紙に御記入の上、出口の回収箱にお入れください。

それでは、改めまして、本日は御参加どうもありがとうございました。

(以上)